

建設業法に基づく 適正な施工の確保に向けて



国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課
令和4年6月

はじめに

建設工事は、各種専門工事の総合的組み合わせにより多様化し、かつ重層下請構造で施工されています。このような特色を有する建設業において、建設工事を適正に施工するためには、建設業法を遵守して適正な施工体制を確保することが必要です。

本書では、建設業法で定められた内容について、特に建設工事の施工体制に係る技術者の設置、施工体制台帳の作成、施工体系図の掲示等工事現場で遵守すべき規定を中心に、その趣旨等を解説するとともに、適正な請負契約の締結の手順及び下請代金の適正な支払方法について説明します。

令和4年6月 変更のポイント

- ・問6・・・甲型JV、乙型JVの注釈等追加
- ・問14, 20・・・施行規則改正による施工体系図及び標識(許可票)の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用を追記しました。
- ・資料 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等・・・監理技術者又は主任技術者となり得る者の国家資格以外の要件を注意書きしました。

問 1	建設業法の目的とは	1
問 2	一般建設業と特定建設業の違いは	3
問 3	元請：特定建設業者の責務とは	4
問 4	工事現場に配置する技術者とは	5
問 5	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	10
問 6	JV(共同企業体)工事における技術者の配置	14
問 7	監理技術者資格者証とは	16
問 8	工事の一括下請負とは	17
問 9	適正な手順による下請契約締結とは	19
問 10	請負契約書はなぜ必要か	22
問 11	著しく短い工期とは	23
問 12	下請代金の適正な支払いとは	25
問 13	施工体制台帳とは	28
問 14	施工体系図とは	30
問 15	再下請負通知書とは	31
問 16	施工体制台帳の作成手順は	32
問 17	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	34
問 18	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	35
問 19	帳簿及び営業に関する図書の保存とは	36
問 20	建設業法で定める標識の掲示とは	38
問 21	建設業法に違反すると	39
記載要領	施工体制台帳	40
	再下請負通知書	42
	作業員名簿	44
	施工体系図	46
資 料	建設業許可の業種区分	48
	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	50

問 1 建設業法の目的とは

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。

(建設業法 第1条参照)

到達する目的
公共の福祉の増進



目的達成への理念

1. **建設工事の適正な施工を確保**
2. **発注者を保護**
3. **建設業の健全な発達を促進**



とるべき措置

1. **建設業を営む者の資質の向上**
2. **建設工事の請負契約の適正化**

建設業法上の用語のポイント

1. 建設工事とは、土木建築に関する工事で、次の29業種に区分されます。



土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事（P 48・49参照）

2. 建設業とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

3. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務、運搬業務などは、その内容自体が建設工事ではないので、建設工事の請負契約には該当しません。

4. 軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者については、建設業の許可を必要としていません。建設業法上は、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」に用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、

- 工事一件の請負代金の額が500万円※に満たない工事（建築一式工事の場合は、1,500万円※に満たない工事） 又は、
- 建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅の建設工事

※注文者（建設業法上の発注者又は元請負人）が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負代金に加えた額となります。

5. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請	四次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契約上	発注者	受注者 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人

6. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。

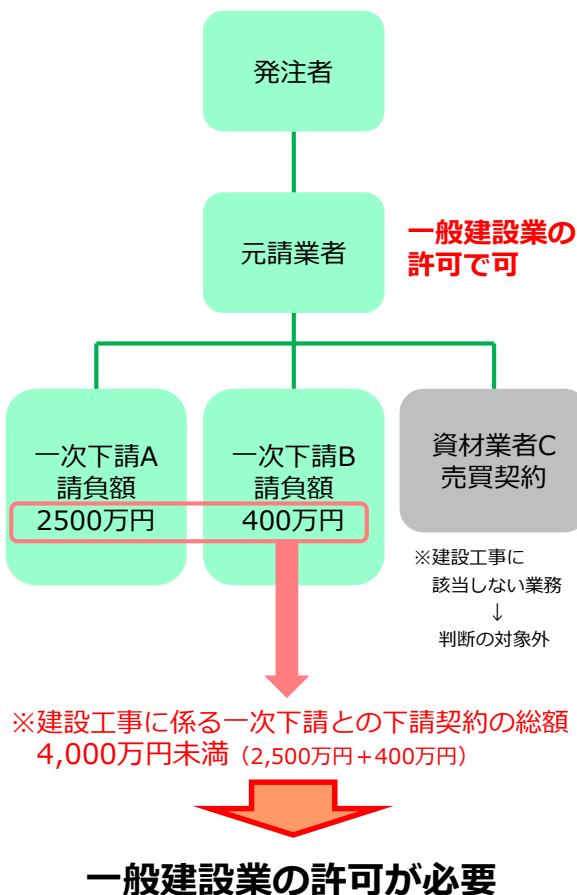
問 2

一般建設業と特定建設業の違いは

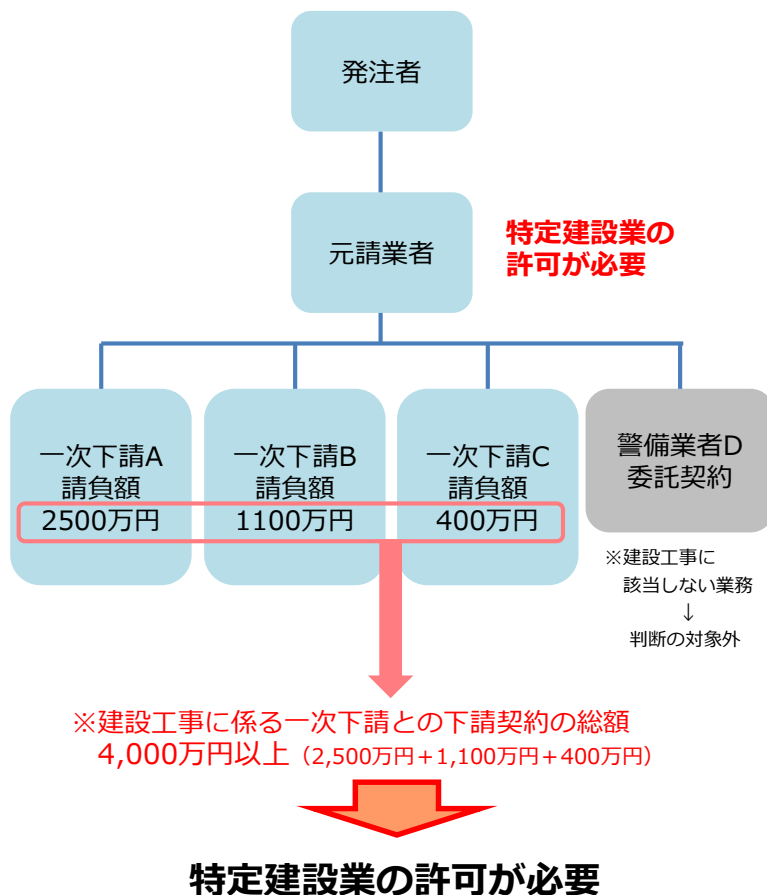
軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営もうとする者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負い、かつ**4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。（建設業法 第3条・第15条参照）

一般建設業



特定建設業



《 注意 》

- 発注者から請け負う額に制限はありません。
→ 必要な許可が、“特定”であるか、“一般”であるかは、下請契約の総額によって決まります。
- 受注する工事の規模の大小は関係ありません。
→ 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、下請発注額が4,000万円未満であれば、一般建設業の許可で足ります。
- 「特定建設業の許可が必要」になるのは、元請業者に対してのみです。
→ 一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
※一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。

問 3

元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの諸法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。

なお、下請業者は、直接元請業者と契約した下請業者だけでなく、工事に携わった全ての下請業者が対象になります。（建設業法 第24条の7参照）

元請：特定建設業者の責務とは

- ① 現場での法令遵守指導の実施
- ② 下請業者の法令違反については是正指導
- ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【指導すべき法令の規定】（建設業法施行令 第7条の3参照）

法 律 名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に留意すること。 (1) 建設業の許可（第3条） (2) 一括下請負の禁止（第22条） (3) 下請代金の支払（第24条の3、第24条の6） (4) 検査及び確認（第24条の4） (5) 主任技術者及び監理技術者の設置等（第26条、26条の2）
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等（第9条第1項・第10項） (2) 危害防止の技術基準等（第90条）
宅地造成等規制法	(1) 設計者の資格等（第9条） (2) 宅地造成工事の防災措置等（第14条第2項・第3項・第4項）
労働基準法	(1) 強制労働等の禁止（第5条） (2) 中間搾取の排除（第6条） (3) 賃金の支払方法（第24条） (4) 労働者の最低年齢（第56条） (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止（第63条、第64条の2） (6) 安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止（第44条） (2) 暴行等による職業紹介の禁止（第63条第1号、第65条第8号）
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）

問 4

工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を確保するためには、施工する工事現場に、建設工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を設置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法 第26条参照）

※技術者の「配置」とは、工事現場への常駐（現場施工の稼働中、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を意味するものではありません。



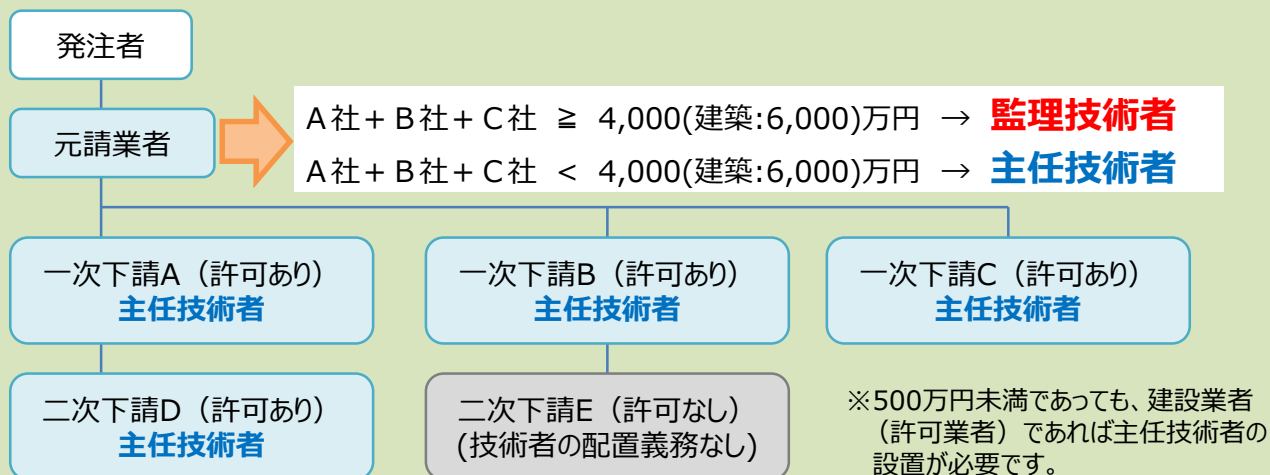
主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる**主任技術者**を設置しなければなりません（特定専門工事において主任技術者の配置が不要となる下請負人を除く（9頁参照））。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ**4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**を下請契約して施工する特定建設業者にあつては、主任技術者に代えて**監理技術者**を設置しなければなりません。

現場技術者の配置例



主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を設置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー二(3)参照）

例

【当初請負工事】

請負金額 7,000万円
下請金額 3,700万円

主任技術者

変更

【変更請負工事】

請負金額 9,500万円
下請金額 **6,200万円**

監理技術者

雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者との間に「**直接的かつ恒常的な雇用関係が必要**」とされています。

したがって原則**以下の①②のような技術者の設置は認められない**ことになっています。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー四参照）

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事期間のみの短期雇用など）

《 注意 》

- 国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- 恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認することが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー四(3)参照）

主任技術者及び監理技術者の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、**建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければなりません。

元請・下請それぞれの主任技術者及び監理技術者が行わなければならない具体的職務は以下のとおりです。（監理技術者制度運用マニュアル ニー三参照）

	元請の主任技術者又は監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導



《 ポイント 》

工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

技術者制度の概要

許可を受け ている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請代金合計		4,000万円*1 以上	4,000万円*1 未満	4,000万円*1 以上は下請 契約できない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円 以上は下請 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 *2であって、請負金額が3,500万円*3以上となる工事					
	監理技術者資 格者証の必要 性	公共工事、監理 技術者の専任を 要する民間工事 のときに必要	必要なし		公共工事、監理 技術者の専任を 要する民間工事 のときに必要	必要なし	

* 1：建築一式の場合6,000万円 * 2：P10参照 * 3：建築一式の場合7,000万円

専門技術者の設置とは

- ①土木工事業や建築工事業を営む者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の中に他の専門工事（軽微な工事は除く。）も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。
- ②建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（軽微な工事は除く。いわゆる附帯工事）を施工することができますが、その場合は、当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

このため、①土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事を施工する建設業者又は②附帯工事を施工する建設業者は、

- 主任技術者又は監理技術者が、その専門工事又は附帯工事について、主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる
- 主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事又は附帯工事について主任技術者の資格を有している者を専門技術者として設置する
- その専門工事又は附帯工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする

のいずれかを選ばなければなりません。

特定専門工事における主任技術者の配置義務の見直し

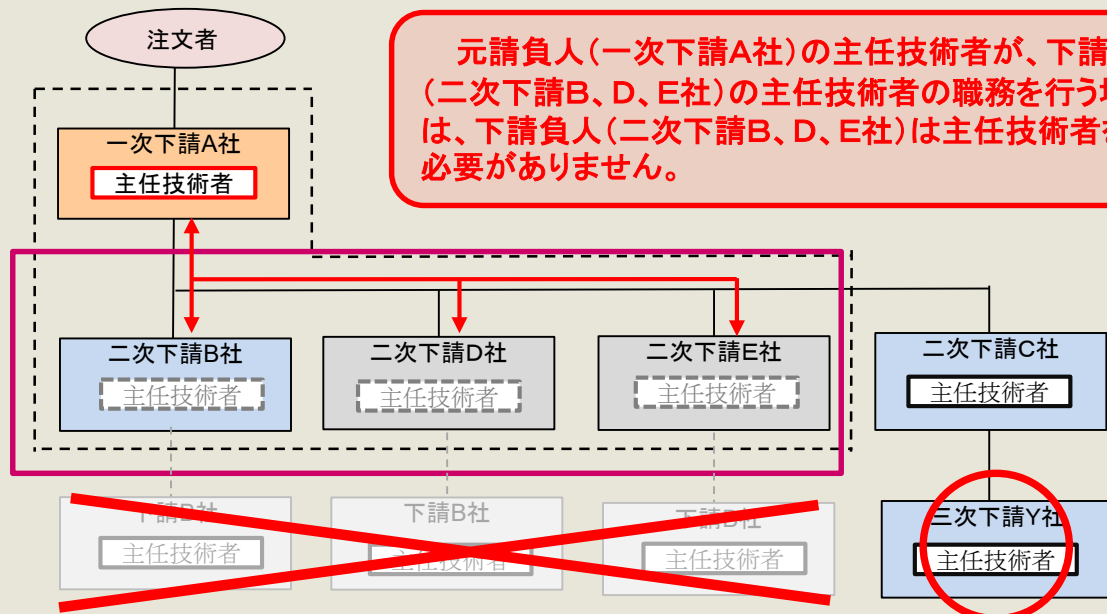
特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいいます。

特定専門工事においては、元請負人が置く主任技術者が、その行すべき職務と併せて、当該下請負人の主任技術者が行すべき職務を行うことを、元請負人と当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人は主任技術者の配置を要しません。

この主任技術者の配置が不要となる特定専門工事は、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請負人が当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは合計額）が3,500万円未満のものが対象となります。

（建設業法 第26条の3、同法施行令 第30条参照）

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞※元請、二次下請以下でも同様の形で施工可能



※主任技術者を置かない下請負人（二次下請B、D、E社）の再下請負は禁止

- 元請負人（一次下請A社）の主任技術者は、次の要件を満たす必要があります。
 - ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有すること。
 - ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- 元請負人（一次下請A社）と下請負人（二次下請B、D、E社）は、以下の事項を記載した書面において合意する必要があります。
 - ・当該特定専門工事の内容
 - ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは合計額）
 - ・発注者から直接請け負った元請負人である場合は、下請契約の請負代金の額
 - ・元請負人が置く主任技術者の氏名及び資格なお、この合意の書面には、次の書面を添付しなければなりません。
 - ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有することを証する書面
 - ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

また、元請負人（一次下請A社）は、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければなりません。（建設業法 第26条の3、同法施行規則 第17条の6条参照）

問 5

専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（下請工事であっても適用されます。）（建設業法 第26条参照）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは

- ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、消防施設、電気施設、ガス施設、学校、図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等の建設工事（個人住宅・長屋を除くほとんどの施設が対象）

◆専任が必要な工事◆

請負金額**3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上**の
個人住宅・長屋を除くほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

◆専任が必要な工事◆以外の工事（請負金額3,500万円未満の工事等）であれば、主任技術者は、**複数の工事現場の兼務が可能**です！

※当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に履行することが可能な範囲に限ります。

「工事現場毎に専任」とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル 三参照）

◆他の工事現場・営業所専任技術者との兼任不可◆

《 注意① 》

「専任」とは、必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、

- ①適切な施工ができる体制を確保（必要な資格を有する代理の技術者の配置、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等）し、
- ②その体制について、発注者や元請、上位の下請等の了解を得ていれば、差し支えありません。

（主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成30年国土建第309号）参照）

《 注意② 》

「営業所における専任の技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！

「営業所における専任の技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任が求められない工事であって、

- ①当該営業所において契約締結した建設工事で、
- ②当該営業所の職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、
- ③当該営業所と常時連絡をとれる状態である場合には、当該工事現場の技術者になることができます。

※①～③の全ての要件を満たす必要があります。（監理技術者制度運用マニュアル ニー二(5)参照）

専任で設置すべき期間とは

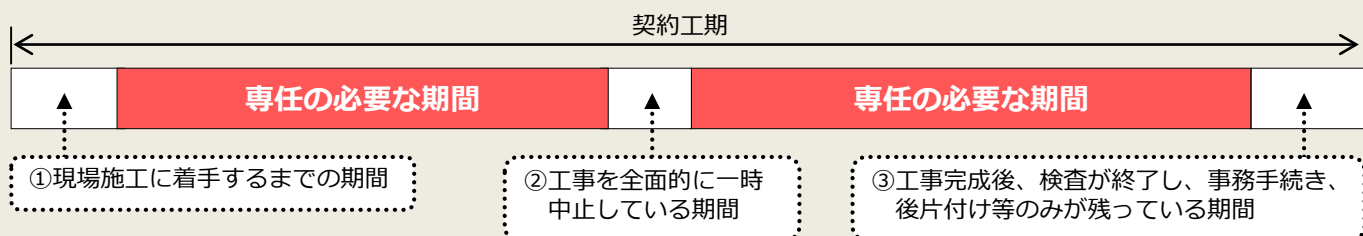
元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。

下請工事については、当該下請工事（再下請した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間に技術者を専任で設置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照）

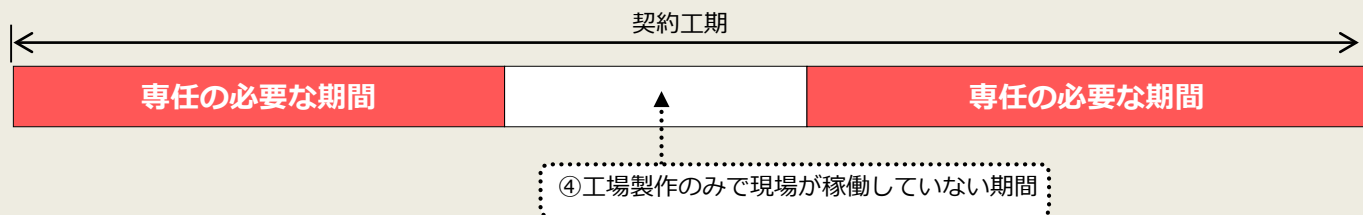
「発注者から直接工事を請け負った場合」の専任を要しない期間

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間



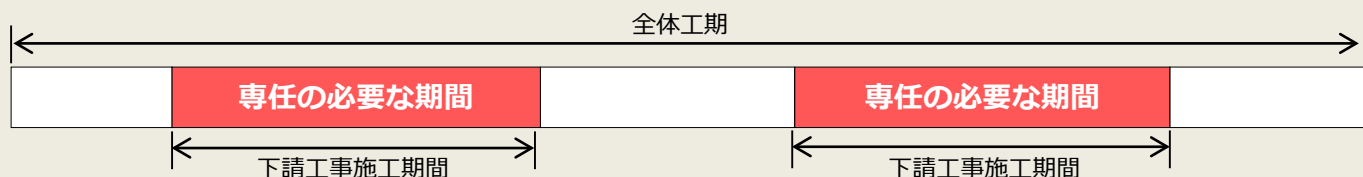
「工場製作を含む場合」の専任を要しない期間

- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



「下請工事」における専任期間

- ⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間



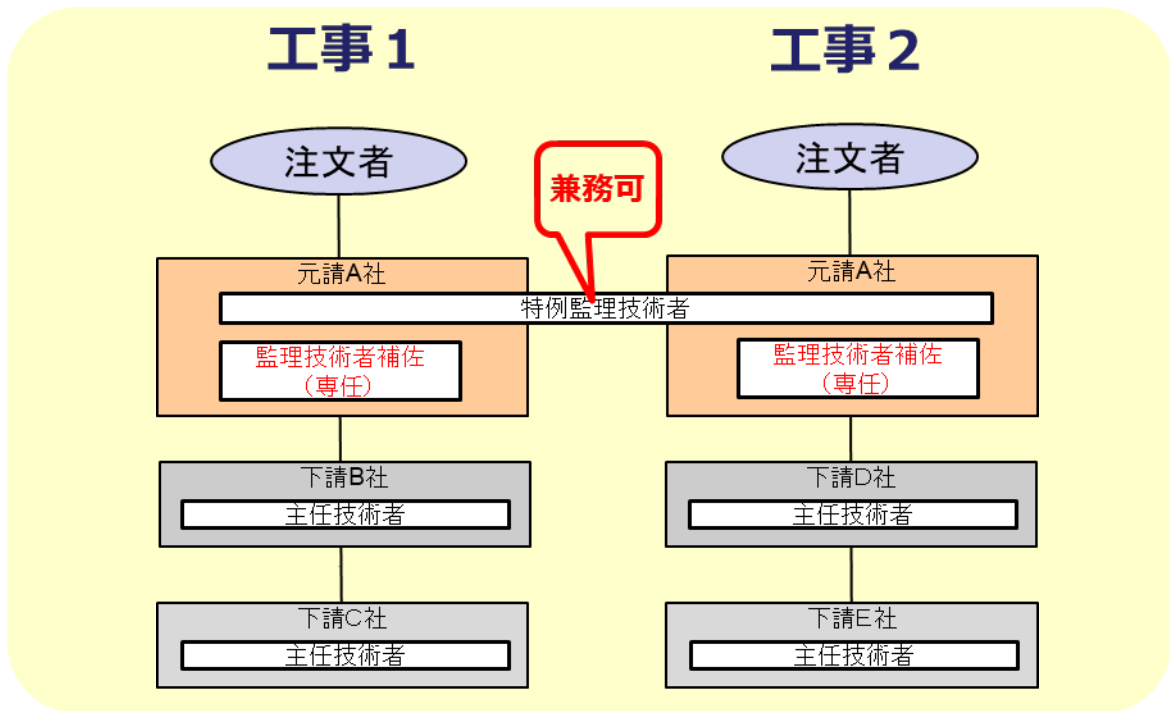
注) 自ら直接施工する工事が無い期間であっても下請負を行っている業者が現場で作業を行っている期間は、主任技術者は現場に専任していなければなりません。

監理技術者の職務を補佐する者を置く場合

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」という。）。特例監理技術者が兼務できるのは2現場までです。

また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- ・ 1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
 - ・ 監理技術者の資格を有する者
- （建設業法 第26条、同法施行令 第28条参照）



- 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル 三(1)参照）
- 監理技術者補佐を置いた場合でも、特例監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル ニー三参照）
- 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル ニー二(4)参照）

2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

(建設業法施行令 第27条第2項参照)

※この規定は専任の監理技術者には適用されません

2以上の工事を同一の主任技術者、監理技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事で、以下①②の要件をともに満たす場合、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(各工事の発注者は同一又は別々のいずれでも可)

①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること

②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

※当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。

この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。
(監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照)



問 6

JV(共同企業体)工事における技術者の配置

共同企業体の形態

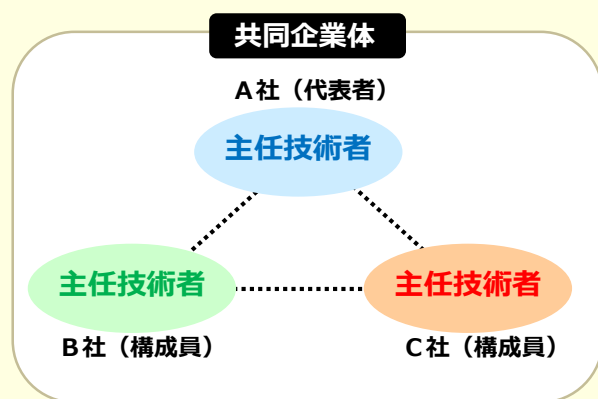
特定建設工事共同企業体（特定JV）	経常建設共同企業体（経常JV）
大規模で技術的難度の高い工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。

共同企業体の施工方式

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

共同企業体における技術者の設置

甲型JV / 下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）未満の場合



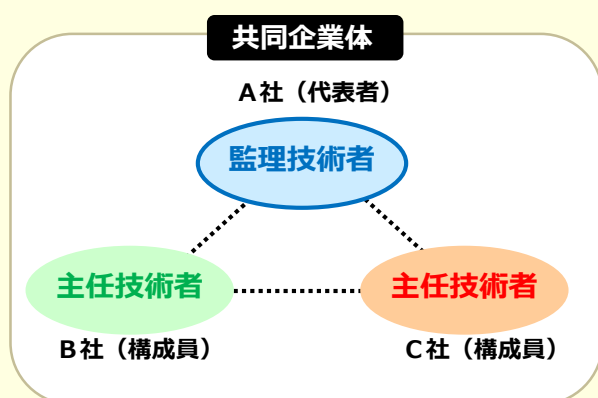
①全ての構成員が主任技術者を設置

注）共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合、全ての主任技術者が当該工事に専任しなければなりません。

注）公共工事の場合、請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

甲型JV / 下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）以上の場合



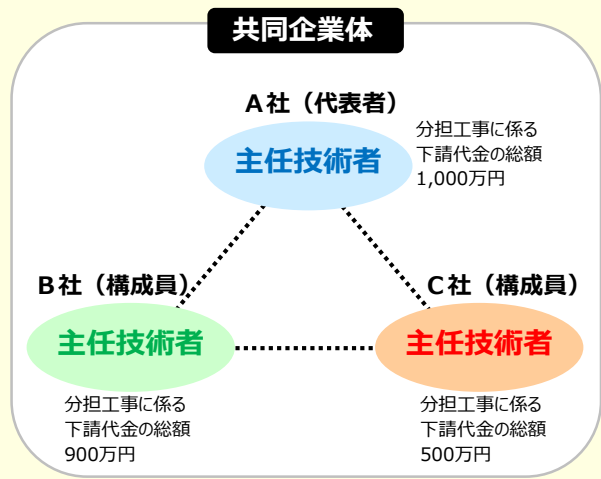
①構成員のうち1社(通常は代表者)が監理技術者、他の構成員が主任技術者を設置

注）共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合、監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任しなければなりません。

注）公共工事の場合、請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円(建築一式:6,000万円)未満の場合



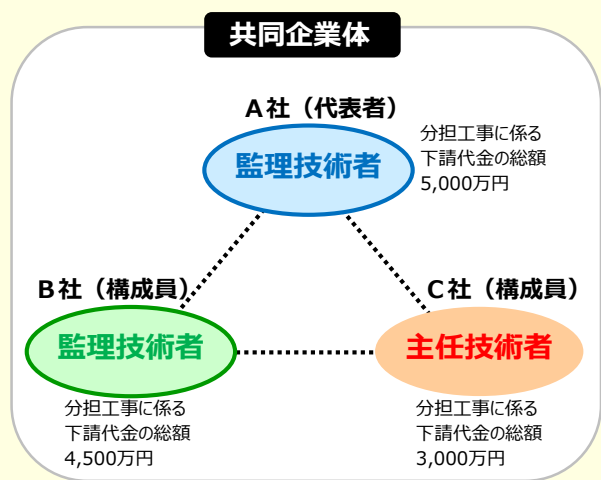
①全ての構成員が主任技術者を設置

注）共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担施工に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式:7,000万円）以上の場合、設置された主任技術者は専任しなければなりません。

注）公共工事の場合。請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円(建築一式:6,000万円)以上の場合



①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円(建築一式:6,000万円)以上となった構成員は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置

注）共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担施工に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式:7,000万円）以上の場合、設置された監理技術者及び主任技術者は専任しなければなりません。

注）公共工事の場合。請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

共同企業体の代表者・出資比率

特定建設工事共同企業体（特定JV）

共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。

経常建設共同企業体（経常JV）

共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

問 7

監理技術者資格者証とは

元請業者が工事現場に専任で設置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ**監理技術者講習**を受けている者の中から選任しなければなりません。

(建設業法 第26条第5項参照)

資格者証が必要となる工事（下表 ☐ 内）

建設業の許可区分	技術者の専任性	下請契約金額の総額	技術者の設置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円以上となる工事（建築一式工事の場合は7,000万円以上）	4,000万円以上 (建築一式工事の場合は6,000万円以上)	監理技術者	発注者の限定無し（個人住宅・長屋を除くほとんどの工事が対象）	必要
		4,000万円未満 (建築一式工事の場合は6,000万円未満)	主任技術者		不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（建設業法 第26条第6項参照）

※平成28年6月1日より、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は統合

講習修了者が資格者証裏面に修了履歴ラベルを貼付 または、資格者証更新時等に修了情報を確認出来た場合は、監理技術者資格者証の裏面に、修了履歴が印字されることになります。

(表面)

氏名	年 月 日生 本籍		
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
	年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解		
有・無			

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
講習実施機関名:		印	
資格者証備考			

問 8

工事の一括下請負とは

工事の一括下請負とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与をせず、下請負人にその工事の全部又は主たる部分もしくは独立した一部を一括して請け負わせることをいいます。

建設業法では、原則として禁止しています。（建設業法 第22条参照）

一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

◆ 公共工事は、全面禁止！

（入札契約適正化法 第14条参照）

◆ 民間工事も、原則禁止！

※あらかじめ発注者の書面による承諾がある場合を除き、禁止
ただし、共同住宅を新築する工事については、全面禁止

発注者

元請負人

一次下請負人

二次下請負人

下請契約

下請契約

一括して他人に請け負わせてはいけません

一括して他人から請け負ってはいけません

下請間でも
一括下請負
は禁止！！

※一括下請負は、下請工事の注文者だけでなく、
下請負人も監督処分の対象となります。

実質的に関与とは

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

平成28年10月14日付 国土建第275号『一括下請の禁止について』参照)

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割		②下請（①以外の者）が果たすべき役割
○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整	工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等、請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等、請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明	その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒元請は、以上の事項を**全て**行うことが求められる

⇒下請は、以上の事項を**主として**行うことが求められる

※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

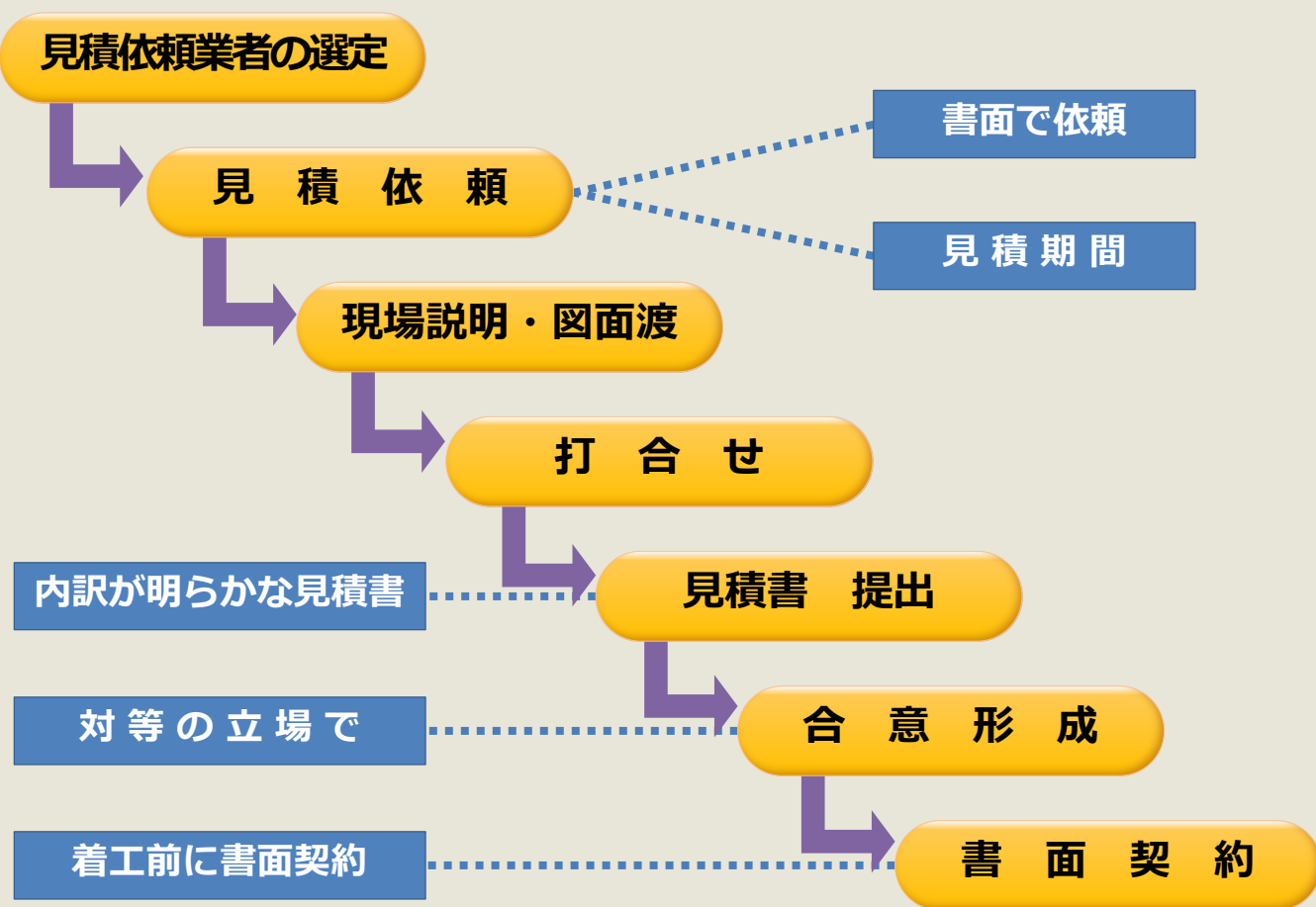
一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、許可行政庁としては、当該建設業者に対して、原則として**監督処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

問 9

適正な手順による下請契約締結とは

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。（建設業法 第18条参照）

下請契約締結に至るまでのフロー図



「建設業法令遵守ガイドライン」を知っていますか？

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを、見積から支払まで実際の取引の流れに沿って具体的に示し、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として、策定されています。

※ 建設業法令遵守ガイドラインは、国土交通省のHPに掲載しています。

見積依頼＜書面で依頼＞

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下のことが記載された書面で行いましょう。
記載する事項は、契約書に記載しておかなければならない事項 15 項目のうち、請負代金の額を除いた 14 項目です。

見積依頼で示す14項目

①工事内容

②工事着手の時期及び工事完成の時期

③工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

④請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期

⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑭契約に関する紛争の解決方法

※①工事内容については、最低限、次の8つの事項を明示しましょう。

1. 工事名称
2. 施工場所
3. 設計図書〔数量等を含む〕
4. 下請工事の責任施工範囲
5. 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
6. 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
7. 施工環境、施工制約に関する事項
8. 材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

下請負人に対する情報提供

①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

②騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

が発生するおそれがあると認めるときは、元請負人は、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければいけません。

（建設業法 第20条の2、同法施行規則 第13条の11参照）

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。（建設業法 第20条第4項、建設業法施行令 第6条参照）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

見積書提出＜内訳が明らかな見積書＞

建設工事の見積書は、「工事の種別」ごとの「経費の内訳」並びに「工事の工程」ごとの「作業及びその準備に必要な日数」を明らかにするよう努めなければなりません。（建設業法 第20条第1項参照）

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

注) この際に内訳明示すべき必要経費には、社会保険の保険料に当たる『**法定福利費**』も含まれます。

『法定福利費』は、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン 第2(8)）

合意形成＜対等な立場で＞

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。

（建設業法 第18条、建設業法 第19条の3参照）

※元請負人は、下請負人との打合せ時に査定の詳細をきちんと下請負人に説明しましょう！

合理的な根拠もなく、原価にも満たない低い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちりと説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

問 10

請負契約書はなぜ必要か

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

① 工事内容

② 請負代金の額

③ 工事着手の時期及び工事完成の時期

④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑮ 契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

① 分別解体の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

①

請 負 契 約 書

②

注文書・請書

+

基本契約書

③

注文書・請書

+

基本契約約款

問 11 著しく短い工期とは

建設工事の注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは禁止されています。
(建設業法 第19条の5参照)

この規定の主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するものです。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期**による請負契約の締結を禁止 (建設業法 第19条の5参照)

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて契約締結までに**通知**

①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

②騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
(建設業法 第20条の2、同法施行規則 第13条の11参照)

建設業者

◆**工程の細目を明らかにし**、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り
(建設業法 第20条第1項参照)

◆中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成

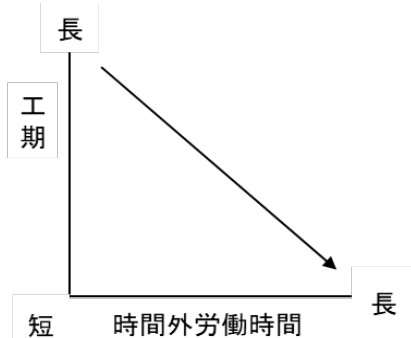
実施を勧告

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

短い工期と長時間労働の関係

短い工期と長時間労働には相関関係があります。また、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反となります。**

【工期と長時間労働の関係】



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**工期に関する基準**」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
 - 締結された請負契約の内容
 - 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
 - 過去の同種類似工事の実績
 - 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容
 - 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
 - 当該工期に関する元請負人の考え方
 - 賃金台帳
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ①契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ②契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ③契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用されます。**

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した**発注者に対して、勧告を行うことができます。**（建設業法 第19条の6参照）

なお、建設工事の注文者が建設業者である場合は、建設業法第41条を根拠とする勧告や、第28条を根拠とする指示処分を行います。（通常と同様）

問 12 下請代金の適正な支払いとは

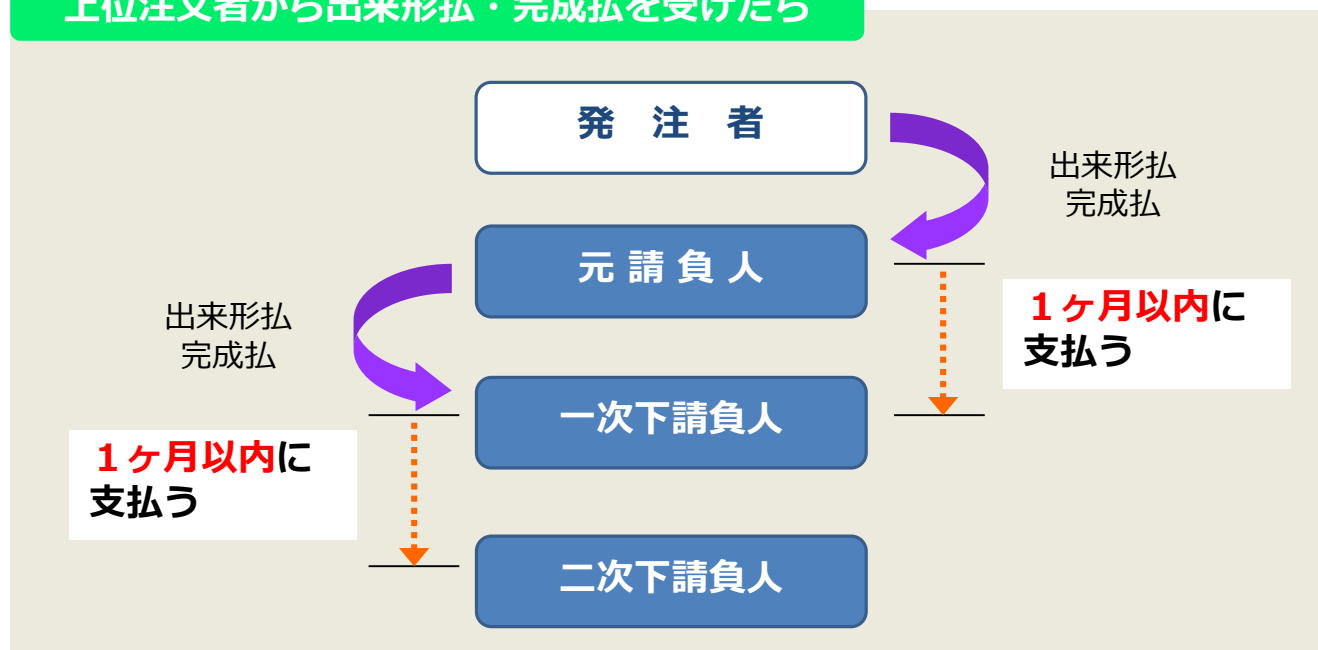
下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定性が損なわれるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の支払いに関する規定を設けています。

ポイント1

注文者から請負代金の出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を **1ヶ月以内で、かつできる限り短い期間内**に支払わなければなりません。
(建設業法 第24条の3第1項参照)

上位注文者から出来形払・完成払を受けたら



ポイント2

下請代金のうち**労務費に相当する部分については、現金で支払う**よう適切な配慮をしなければなりません。(建設業法 第24条の3第2項参照)

手形で支払う場合においても、手形期間は **120日以内**で、できるだけ短い期間としましょう。

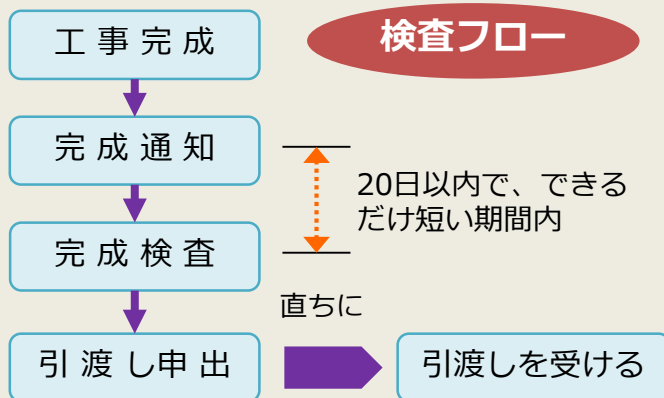
ポイント3

元請負人は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。（建設業法 第24条の3第3項参照）

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金の前払金として支払われることがありますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によって行われることも多いので、元請負人が前払金の支払いを受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

ポイント4

下請工事の完成を確認するための検査は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から **20日以内** に行い、かつ、完成検査後に下請負人が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、**直ちに** 引渡しを受けなければなりません。（建設業法 第24条の4参照）



- ◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。
- ◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、**後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。**

ポイント5

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの工事の目的物の引渡し申出日から起算して **50日以内** に下請代金を支払わなければなりません。（建設業法 第24条の6参照）

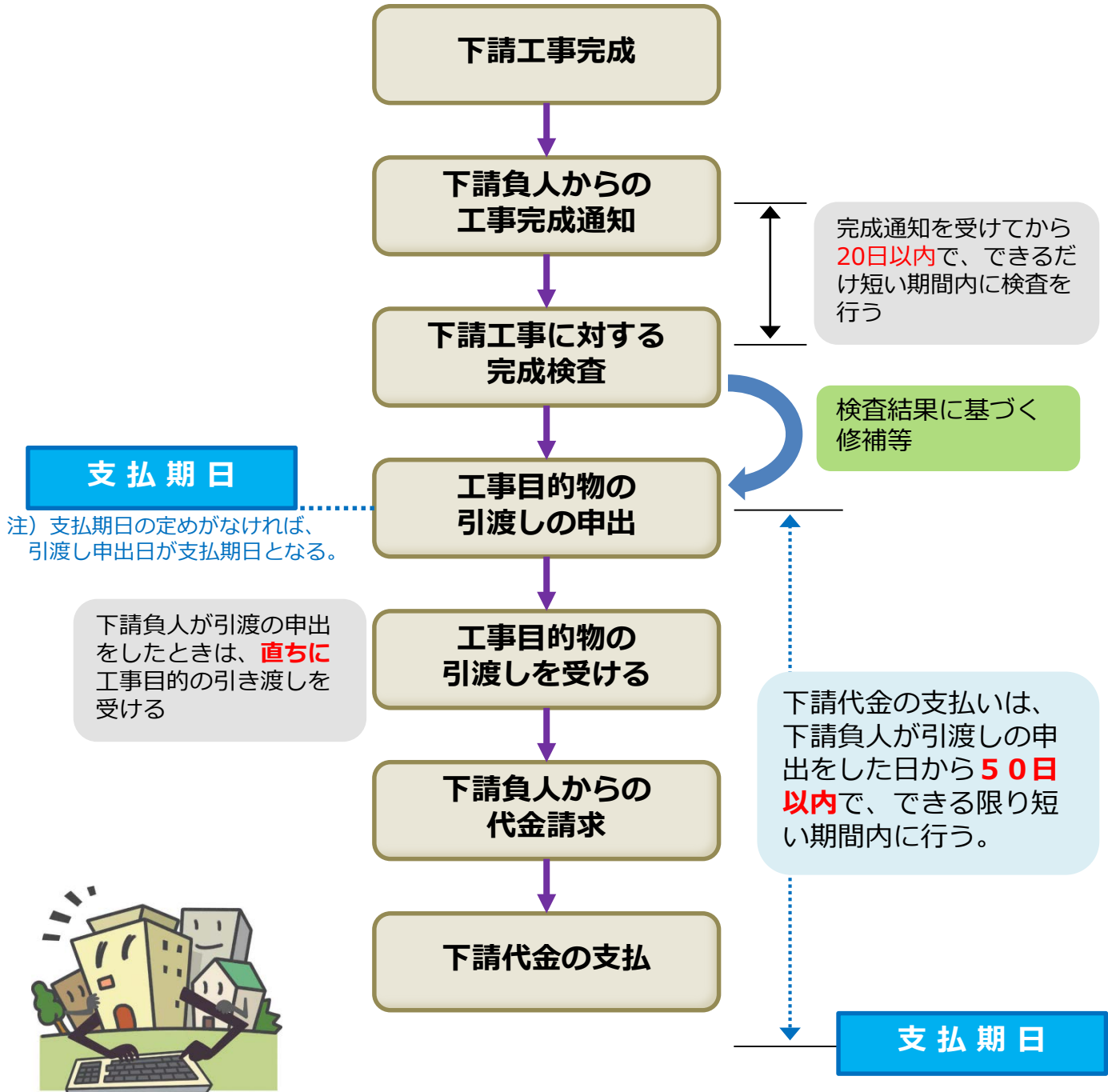
特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の検査後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要です！

下請代金の支払に際して、安全衛生費や建設廃棄物の処理費用を下請代金から差し引く場合には、その内容を見積条件や契約書面に明示するようにしましょう。

検査・引渡・下請代金の支払フロー<特定建設業者>

特定建設業者が、資本金4,000万円未満の一般建設業者に請け負わせた場合の、検査・引渡・下請代金の支払期日等は次のとおりです。



特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】の両方の義務を負うので、出来形払いや完成払いを受けた日から**1ヶ月以内**か、引渡しの申し出から**50日以内**の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申し出日）の**いずれか早い方で支払わなければならない**。

問 13 施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上になる場合は、**施工体制台帳**を作成することが義務づけられています。

施工体制台帳は、工事を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、工期、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。（建設業法 第24条の8参照）

施工体制台帳を作成しなければならない工事

元請：特定建設業者が、
4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上
を下請に出すときに作成

施工体制台帳の作成 < 必要 >

元請業者

一次下請

工事の請負契約
2,500万円

一次下請

工事の請負契約
1,000万円

一次下請

工事の請負契約
800万円

警備業者

警備の請負契約
100万円

運搬業者

運搬の請負契約
100万円

下請契約総額（**4,300万円** ≥ 4,000万円）

施工体制台帳の作成 < 不要 >

元請業者

一次下請

工事の請負契約
2,000万円

一次下請

工事の請負契約
1,500万円

測量業者

測量の委託契約
500万円

資材業者

運搬の請負契約
100万円

下請代金の総額（**3,500万円** < 4,000万円）

※下請契約は「建設工事の請負契約」です。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、入札契約適正化法の規定により、下請契約の額にかかわらず台帳の作成が必要です。

施工体制台帳の作成目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入や建設業法違反（一括下請負等）
- ③安易な重層下請（生産効率低下に繋がる）

を防止しようというものです。

施工体制台帳の備置・保存・提出・閲覧

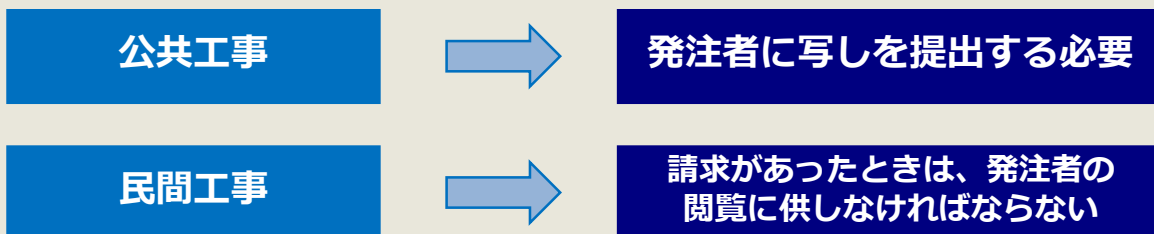
施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

なお、公共工事については、入札契約適正化法の規定により、その写しを発注者に提出しなければなりません。

●備付・保存



●提出・閲覧

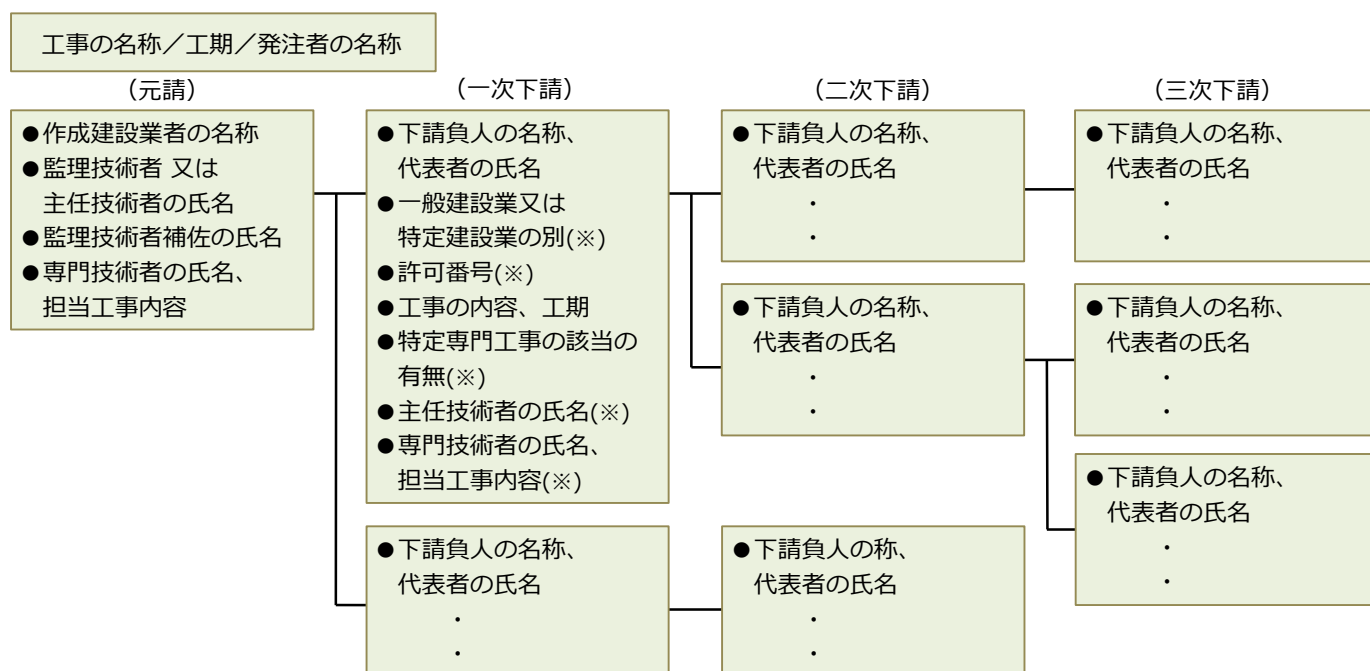


問 14 施工体系図とは

施工体系図の作成義務があるのは、施工体制台帳の作成義務のある建設業者です。

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。（建設業法 第24条の8参照）

施工体系図イメージ



注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行う必要があります。

注2) ※は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示

※一定の条件のもとデジタルサイネージ等を活用した掲示も認められています。

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び（※）公衆が見やすい場所に、民間工事については工事現場の見やすい場所に、掲示しなければなりません。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。※入札契約適正化法15条第1項より

公共工事

現場内の見やすい場所

+

公衆の見やすい場所

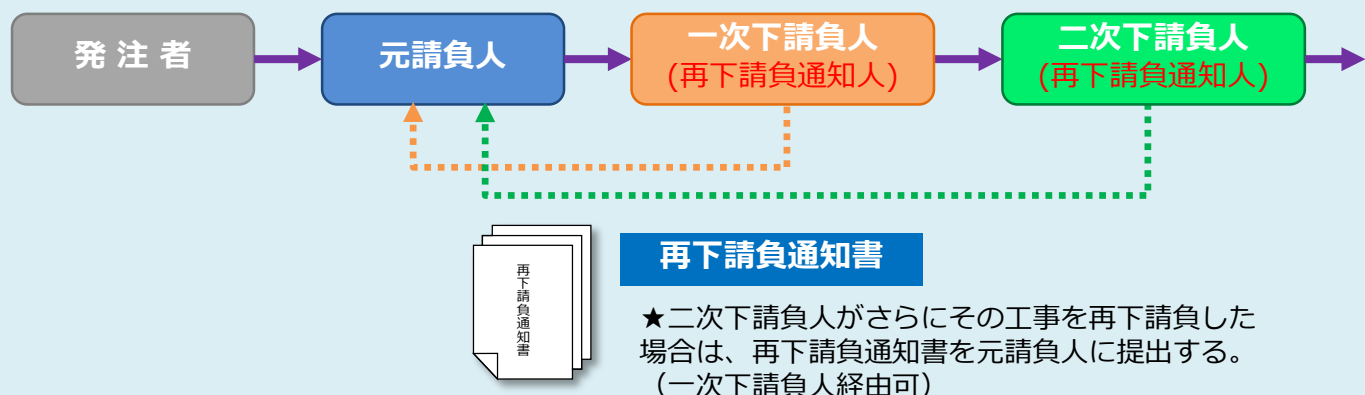
民間工事

現場内の見やすい場所

問 15 再下請負通知書とは

施工体制台帳の作成が必要とされる工事を請け負った下請負人は、さらに当該建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合、元請業者に対し所定の事項が記載された書面により通知しなければなりません。

(建設業法 第24条の8第2項、同法施行規則 第14条の3参照)



再下請負通知書に記載すべき事項

建設業法上、通知する書面（「再下請負通知書」）については、次のとおり記載すべき事項が定められていますが、様式は定められていません。

① 自社に関する事項

- ・ 名称、住所（自社が建設業者の場合はその許可番号）
- ・ 健康保険等の加入状況

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称
- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項

- ・ 下請負人の名称、住所（下請負人が建設業者の場合は、許可番号、施工に必要な許可業種）
- ・ 健康保険等の加入状況

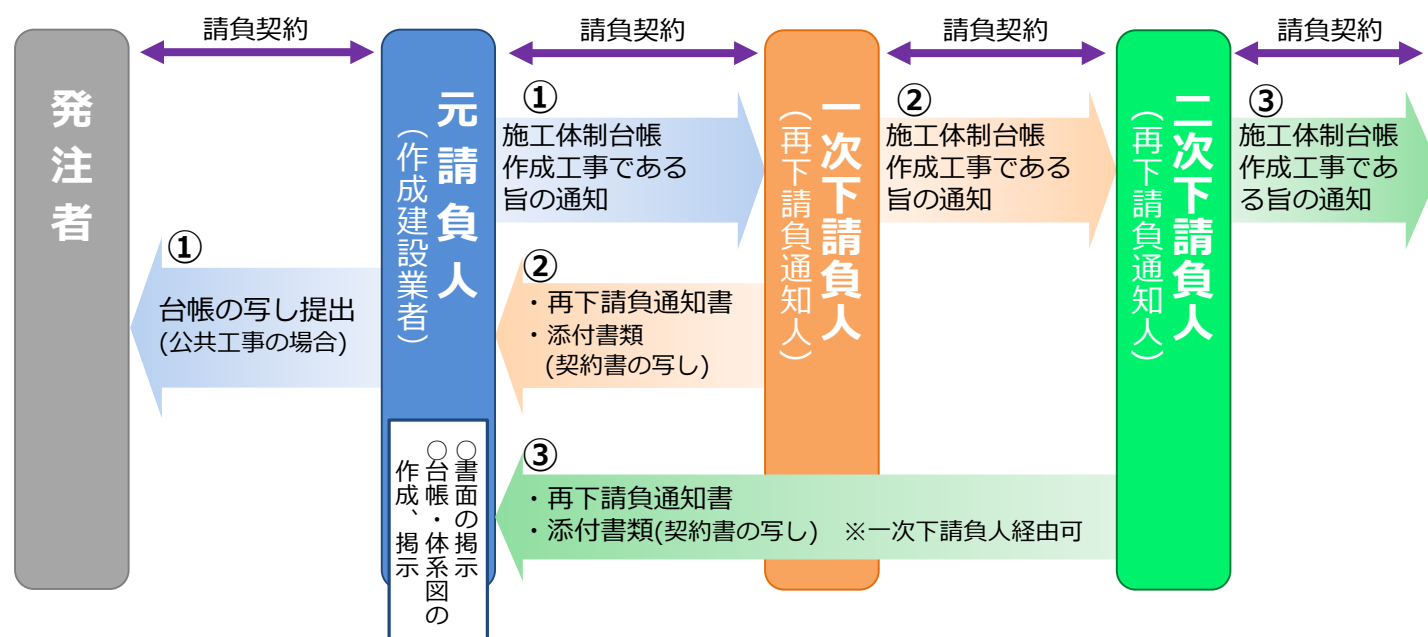
④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・ 工事の名称、内容、工期、請負契約の締結年月日
- ・ 自社が監督員を置く場合は、監督員の氏名等
- ・ 下請負人が現場代理人を置く場合は、現場代理人の氏名等
- ・ 下請負人が建設業者の場合は、その主任技術者の氏名、資格、専任の有無
- ・ 下請負人が専門技術者を置く場合は、その専門技術者の氏名、その者がつかさどる工事の内容、資格
- ・ 工事従事者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入等の状況等
- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

問 16

施工体制台帳の作成手順は

施工体制台帳作成のフロー図



①元請負人 <一次下請契約締結後>

元請業者である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請人にに対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②一次下請負人 <二次下請契約締結後>

一次下請負人は、作成建設業者に対し再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む。）を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③二次下請負人 <三次下請契約締結後>

二次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む。）を提出する（一次下請負人を経由して提出することもできる。）とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しましょう。

掲 示

行う者：元請業者

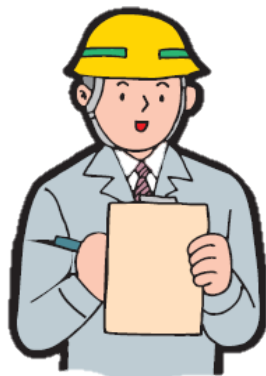
- 現場内の見やすい場所に**再下請負通知書の提出案内**を掲示



現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)



書面通知

行う者：すべての業者

- 下請に工事を発注する際、以下を**書面で通知**
 - ・元請業者の名称
 - ・再下請負通知が必要な旨
 - ・再下請負通知書の提出先



下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

問 17 施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。

(建設業法 第24条の8、同法施行規則 第14条の2参照)

施工体制台帳の記載内容

① 作成建設業者に関する事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

② 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・発注者との契約年月日、発注者の名称・住所・営業所の名称及び所在地、発注者の監督員氏名等
- ・作成建設業者の現場代理人の氏名等
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名・資格・専任の有無、監理技術者補佐の氏名・資格
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況 等

③ 自社が下請契約を締結した下請負人に関する事項

- ・商号又は名称、住所、
- ・建設業者である場合は許可番号、請け負った工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・注文者との契約年月日、注文者の監督員氏名等
- ・当該下請負人の現場代理人の氏名等、当該下請負人が置く主任技術者の氏名・資格・専任の有無
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況 等

施工体制台帳の添付書類

① 発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

② 下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③ 監理技術者等関係

- ◎主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面
(監理技術者が専任を要する工事の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る。)
- ◎主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と恒常的な雇用関係にあることを証する書面
(健康保険証等の写し)
- ◎監理技術者補佐(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面
- ◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

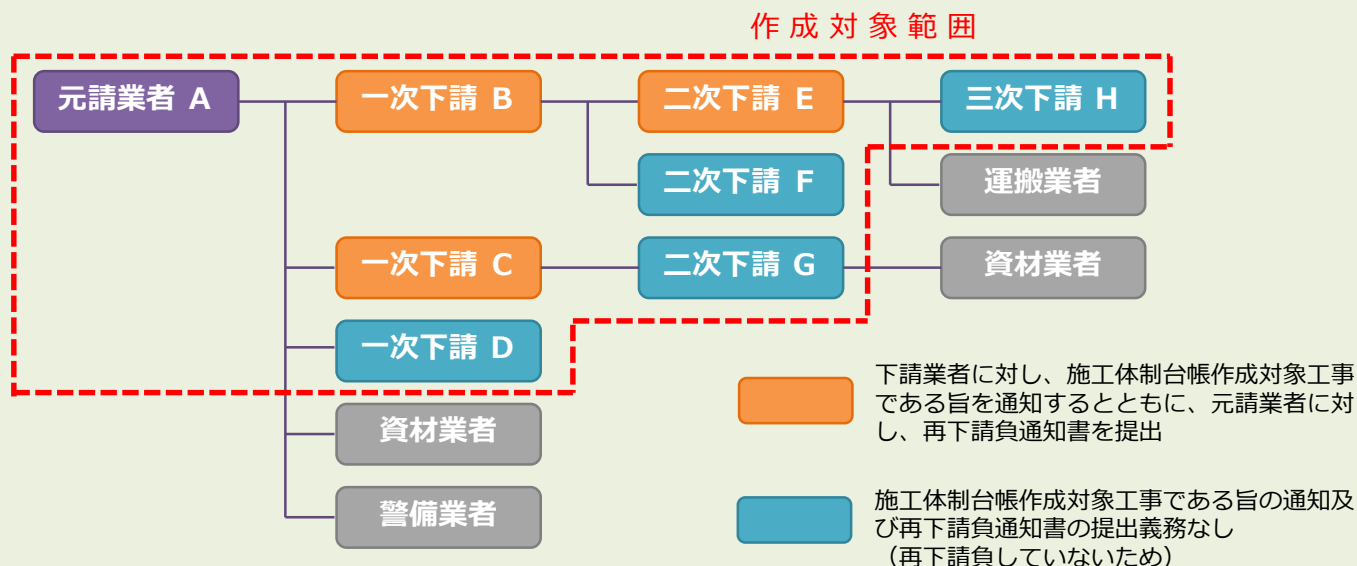
※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該工事現場で表示する方法でも可
(建設業法施行規則 第14条の2第4項参照)

問 18

施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

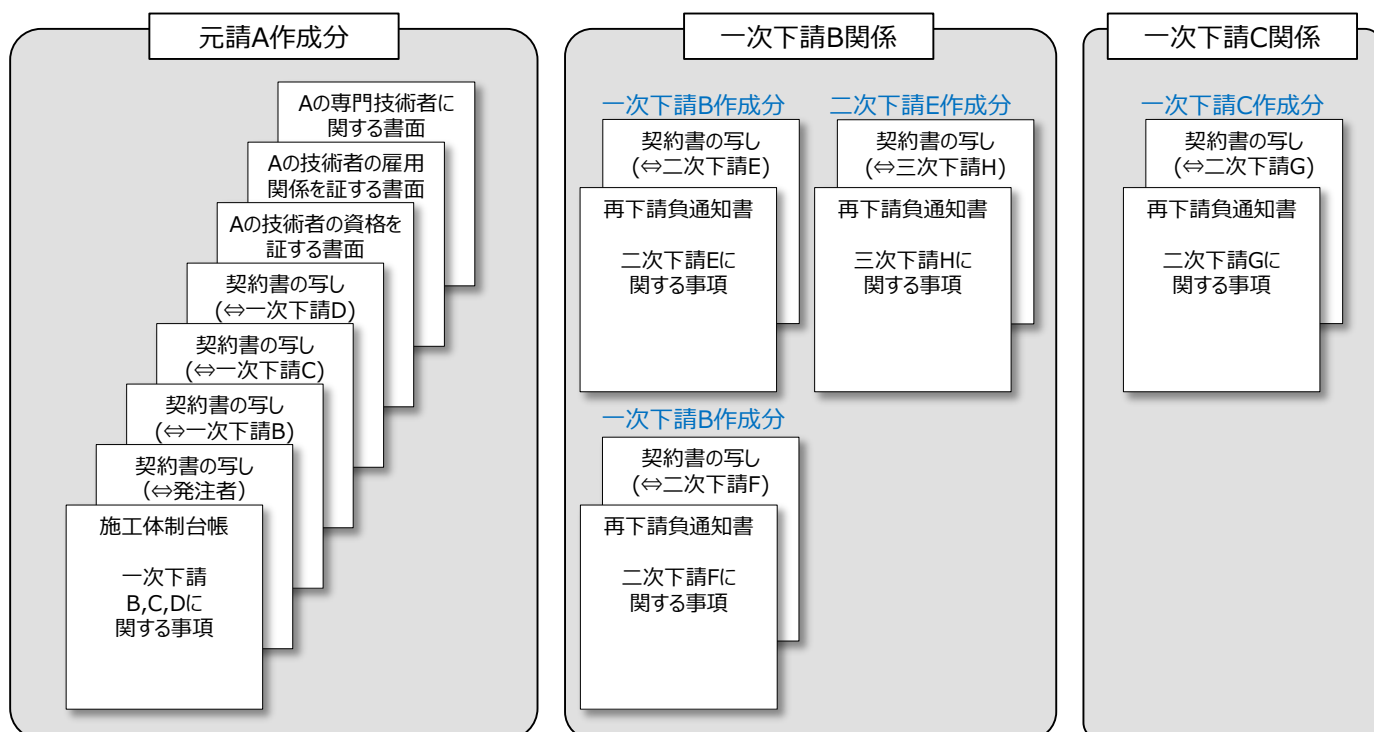
施工体制台帳の作成範囲



※建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合があります。

施工体制台帳の構成

①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類 + ②再下請負通知の記載事項と添付書類 = **施工体制台帳**



問 19

帳簿及び営業に関する図書の保存とは

建設業者は、**営業所ごとに**、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該**帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければならない**こととされています。（建設業法 第40条の3参照）

帳 簿

保存期間は5年間

※発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事に関するものについては**10年間**保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき内容

1 営業所の代表者の氏名及びその就任日

2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項

- (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 注文者との契約日
- (3) 注文者の商号、住所、許可番号
- (4) 注文者による完成を確認するための検査が完了した年月日
- (5) 当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日

3 下請契約に関する事項

- (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 下請負人との契約日
- (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
- (4) 建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
- (5) 当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

《 注意① 》

特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日（下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

《 注意② 》

発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 当該住宅の床面積
- ② 当該住宅の請負契約が、発注者と二以上の建設業者との間で締結された場合は、建設瑕疵負担割合
- ③ 当該住宅について、保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、保険法人の名称

帳簿の添付書類

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
 - （1）当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名、有する主任技術者資格又は監理技術者資格
 - （2）監理技術者補佐を置いたときは、その者の氏名、有する監理技術者補佐資格
 - （3）主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - （4）下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
 - （5）下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - （6）下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - （7）下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該営業所で表示する方法でも可
(建設業法施行規則 第26条第7項参照)

営業に関する図書

保存期間は10年間

営業に関する図書として保存義務があるもの

◆対象業者は元請業者に限定

1 完成図

建設工事の目的物の完成時の状況を表した完成図を作成した場合又は発注者から提供された場合には、その完成図を保存しなければなりません。

2 発注者との打合せ記録

打合せ（方法（対面、電話等）の別は問わない）が工事内容に関するもので、かつ、記録を発注者との間で相互に交付した場合には、その記録を保存しなければなりません。

3 施工体系図

施工体系図を作成しなければならない作成建設業者は、重層化した下請構造の全体像が明らかとなる施工体系図を保存しなければなりません。

問 20 建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、当該建設業者に対し、その店舗及び発注者から直接請け負った建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げることを義務づけています。（建設業法 第40条参照）※一定の条件のもとデジタルサイネージ等を活用した掲示も認められています。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業				
40cm以上				

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者（元請業者のみ）が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日				
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

問 21 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法やその業務に関して他の法令に違反すると建設業法に基づく監督処分の対象になります。監督処分には、監督行政庁による指示、営業の停止、許可の取消しの3種類があります。

指 示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

建設業法等に違反

(罰則の適用)

建設業法に違反した場合、行政処分とは別に、罰則の適用があります。最も罰が重いのは、次の違反があった場合です。

3年以下の懲役または300万円以下の罰金

1. 無許可で建設業を営業した場合
2. 特定建設業者でない者が一定金額以上
の下請契約を締結して営業した場合
3. 営業の停止に違反して営業した場合
4. 営業の禁止に違反して営業した場合
5. 虚偽または不正の手段で許可を受けた場合

(法人に対しては1億円以下の罰金)

建設業法では、罪を犯した者には情状により懲役及び罰金を併科することができるとされています。

【建設業許可行政庁】

地方整備局長、各都道府県知事

違反の内容により

指 示

1年以内の営業の停止

許可の取消し

施工体制台帳記載例

施工体制台帳を作成又は変更した日付

令和 3 年 4 月 13 日

施工体制台帳

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名

【会社名・事業者ID】 国交建設株式会社(99999999999999)

【事業所名・現場ID】 ○○ビル作業所

各欄IDについては、建設キャリアアップシステム（CGUS）のIDを記載する。

作成建設業者が受けている許可をすべて記入（業種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、電、管、鋼、舗、し 工事業	大臣(特定)知事 一般 第999999号	令和 元 年 4 月 1 日
	電気通信 工事業	大臣(特定)知事 一般 第999999号	令和 元 年 4 月 1 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)		
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒123-4567 ○○県○○市○○町1-1		
工期	自 令和 3 年 4 月 5 日 至 令和 4 年 3 月 14 日	契約日	令和 3 年 4 月 4 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

契約業所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約	本 社	××県××市××町123-4
	下 請 契 約	☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

健康保険等の加入状況	保険加入の有無注5	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称注6	健康保険注7	厚生年金保険注8	雇用保険注9	
		元請契約	本 社	12アイウ23456	12アイウ23456	01234567890123	
		下請契約	☆☆支店	同 上	同 上	同 上	

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

作成建設業者の加入状況

発注者の監督員名	長良 一郎	権限及び意見 申 出 方 法	契約書記載のとおり
----------	-------	-------------------	-----------

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名（*）

監督員名	豊川 三郎	権限及び意見 申 出 方 法	契約書記載のとおり
現場代理人名	木曾 太郎	権限及び意見 申 出 方 法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 (非専任) 木曾 太郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名	山下 三郎	資格内容	一級建築施工管理技士補 (実務経験(10年・建築))
専門技術者名	宮川 次郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験(10年・管)	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事、給排水設備工事	担当工事内容	

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

作成建設業者が置いた監理技術者等の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者等について専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	※1 有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	※2 有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	※3 有 (無)
--------------------	----------	-------------------	----------	-------------------	----------

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名（*）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
例）第一種電気工事士、
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

監理技術者等の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士、
指導監督の実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

監理技術者補佐の資格を具体的に記入（*）
一級技術検定の第一次検定合格の資格名及び
（ ）書きにて所持する主任技術者の資格も記載する。

施工体制台帳の添付書類

- 作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
- 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面
(技術者の専任を要する工事については監理技術者資格者証の写し)
- 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- 監理技術者補佐（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面
- 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID	建政産業株式会社 (9999999999999999)	代表者名	富士 真一
住所	〒000-0000 ××県××郡△△町987		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 令和 3年 4月12日 至 令和 3年12月10日	契約日	令和 3年 4月11日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋、 と、大工 工事業	大臣(特定) 知事 一般 第123456号	令和 元年 4月 2日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無注5	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称注6		健康保険注7		厚生年金保険注8		雇用保険注9	
		本 社		11アイウ34567		11アイウ34567		12345678909876	

現場代理人名	富士 三郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 非専任 富士 五郎
資格内容	一級建築施工管理技士

安全衛生責任者名	馬瀬 四郎
安全衛生推進者名	馬瀬 四郎
雇用管理責任者名	大井 五郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事 状況(有無)	※1 有 (無)	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	※2 有 (無)	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	※3 有 (無)
----------------------------	----------	---------------------------	----------	---------------------------	----------

主任技術者の資格を具体的に記入
例) 二級土木施工管理技士、
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

下請負人が現場代理
人を置いた場合その
氏名(※)

専門技術者が担
当する工事の具
体的内容(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
例) 第一種電気工事士、
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

※以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

1. 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。))を決定された者。

2. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(「外国人建設就労者」という。))。

3. 同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者。(「外国人技能実習生」という。))

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲んでください。
- 請負契約に係る営業所の名称について記載して下さい。
- 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載して下さい。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載して下さい。
- 事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載して下さい。
- 労働保険番号を記載して下さい。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載して下さい。

再下請負通知書記載例

〔 天竜鉄筋工業(有) (再下請負通知人) が五十鈴土木(株) (再下請負人) との下請契約の内容を報告する場合 〕

再下請負通知書を作成
又は変更した日付

令和 3 年 5 月 6 日

再下請負通知書

再下請負通知人が請け
負った建設工事の注文者
の商号名称

直 近 上 位
注 文 者 名 建政産業(株)

再下請負通知人の商号名称

各欄IDについては、建設キャリアアップ
システム (CCUS) のIDを記載する。

【 報 告 下 請 負 業 者 】

〒000-0000
住 所 ××県××郡××村123

再下請負通知人が請け
負った建設工事の
作成建設業者の商号
名称

元 請 名 称 ・
事 業 者 ID 国交建設(株)
(99999999999999)

会社名・
事業者ID 天竜鉄筋工業(有)
(99999999999999)

代 表 者 名 天竜 太郎

再下請負通知人が請け
負った建設工事の
契約書に記載された
工事名称とその工事
の具体的内容

《 自 社 に 関 す る 事 項 》

工 事 名 称 及 工 事 内 容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工		
工 期	自 令和 3年 4月23日 至 令和 3年12月 1日	注文者との 契約日	令和 3年 4月20日

再下請負通知人が請け
負った建設工事の
契約書に記載された
工期

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日
	鉄筋	工事業	大臣 特定 知事 一般	第123456号	令和 元年10月 5日
		工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

再下請負通知人が受
けている許可の内、
請け負った建設工事
の施工に必要な業種
に係る許可

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無 ^{注5}	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ^{注6}	健康保険 ^{注7}	厚生年金保険 ^{注8}	雇用保険 ^{注9}	
		本 社	22アイウ23456	22アイウ23456	11234567890123	

再下請負通知人の加入
状況

直近上位の注文者との
請負契約に係る営業
所以外の営業所で
再下請契約を行う場
合には欄を追加

監 督 員 名			安全衛生責任者名	天竜 一郎	
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名	天竜 一郎	
現 場 代 理 人 名	天竜 一郎		雇用管理責任者名	境 四郎	
権限及び 意見申出方法	基本契約約款記載のとおり		専 門 技 術 者 名		
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	天竜 一郎	資 格 内 容		
資 格 内 容	二級建築施工管理技士(躯体)		担 当 工 事 内 容		

再下請負人を監督す
るために再下請負通
知人が監督員を置い
た場合その氏名
(*)

再下請負通知人が現
場代理人を置いた場
合その氏名 (*)

一号特定技能外 国人の従事の 状況(有無)	※1 有 (無)	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	※2 有 (無)	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	※3 有 (無)
-----------------------------	----------	----------------------------	----------	----------------------------	----------

再下請負通知人が置
いた主任技術者につ
いて専任か非専任の
該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的
に記入
記載例は再下請負通知人の
主任技術資格参照★

再下請負通
知人が置い
た主任技術
者の氏名

再下請負通知
人が専門技術者
を置いた場合その
氏名 (*)

専門技術者
が担当する
工事の具体
的内容
(*)

再下請負通知
人が置いた安
全衛生推進者
名 (*)

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請負人が
締結した契約書の写し

専門技術者の資格を具体
的に記入 (*)
記載例は再下請負通知人
の主任技術資格参照★

再下請負通
知人が置い
た雇用管理
責任者名

再下請負通知
人が置いた安
全衛生責任者
名 (*)

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事 業 者 ID	五十鈴土木株式会社 (9999999999999999)	代 表 者 名	五十鈴 花子
住 所 電 話 番 号	〒000-0000 ××県××郡△△町987		
工 事 名 称 及 工 事 内 容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工 期	自 令和 3年 5月 2日 至 令和 3年 8月 1日	契 約 日	令和 3年 5月 1日

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名とその工事の具体的内容

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	と 工事業	大臣 特定 知事 一般 第987654号	令和 元年11月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

再下請負人の受けている許可の内、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無 ^{注5}	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 ^{注6} 未加入 適用除外		加入 ^{注7} 未加入 適用除外		加入 ^{注8} 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ^{注6}	健康保険 ^{注7}	厚生年金保険 ^{注8}	雇用保険 ^{注9}		
		本 社	33アイウ23456	33アイウ23456	1123456789012		

再下請負人の加入状況

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

再下請負人が置いた安全衛生責任者名（*）

再下請負人が置いた安全衛生推進者名（*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

現場代理人名	五十鈴 太郎	安全衛生責任者名	五十鈴 太郎
権限及び 意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	五十鈴 太郎
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	五十鈴 花子
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外 ^{※1} 国人の従事 状況(有無)	有 (無)	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	※2 有 (無)	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	※3 有 (無)
--	-------	---------------------------	----------	---------------------------	----------

★主任技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士、実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

専門技術者が担当する工
事の具体的内容（*）

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

※以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

1. 一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者。）

2. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）

3. 同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者。（「外国人技能実習生」という。）

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲んでください。
- 請負契約に係る営業所の名称について記載して下さい。
- 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載して下さい。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載して下さい。
- 事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載して下さい。
- 労働保険番号を記載して下さい。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載して下さい。

作業員名簿記載例

作業名簿を作成又は変更した年月日を記入する。

作業員
(年 月 日 作成)

事業所の名称
・現場ID

作成建設業者の商号名称
および
施工現場の所長名を記入

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

下記欄外に該当する記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号
下4桁を記入

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度
	技能者ID				雇用保険	
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		

各欄IDについては、建設キャリアアップシステム（CCUS）のIDを記載する。

加入している社会保険
（健康・年金・雇用）を記入

共済制度の加入の
有・無を記入

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人

作 …作業主任者（（注）2.）

女 …女性作業員

未 …18歳未満の作業員

主 …主任技術者

職 …職 長

安 …安全衛生責任者

能 …能力向上教育

再 …危険有害業務・再発防止教育

言 …外国人技能実習生

就 …外国人建設就労者

1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

名 簿

元請 確認欄	
提出日	年 月 日

本名簿を提出した年月日を記入

(次)会社名
・事業者ID

○次（下請け）及び
建設業者の商号名称

教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
	受講した技能講習について 記入		建設工事に関する 取得している 年 月 日
受けている教育（雇入・職長・ 特別）を記入			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

当現場へ最初に入場する年月
日を記入

受入教育を実施した年月日を記入

受講した技能講習について
記入

建設工事に関する資格について、取得していれば記入

受けている教育（雇入・職長・特別）を記入

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。

			年 月 日
--	--	--	-------

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) ５. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。
各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例: 雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図記載例

作成建設業者の商号名称

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名 (*)

作成建設業者が置いた監理技術者の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名 (*)

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名 (*)

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的な内容 (*)

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

元請名・事業者ID	国交建設(株) (9999999999999999)
監督員名	豊川 三郎
監理技術者名	木曾 太郎
監理技術者補佐名	山下 三郎
専門技術者名	宮川 次郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名 (*)

元方安全衛生管理者
安全 五郎

会長	統括安全衛生責任者
	中部 次郎

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名 (*)

工期	自 3年 4月 5日 至 4年 3月14日
----	--------------------------

構内電機設備・照明設備	会社名・事業者ID 電機工業(株) (9999999999999999)
	代表者名 電機 六郎
	許可番号 第999999号
	一般/特定の別 一般/特定
	安全衛生責任者 電機 四郎
	主任技術者 国土 次郎
	特定専門工事の該当 有・無
	専門技術者
	担当工事内容
工期	3年 4月 11日 ~ 4年 3月 1日

コンクリート工・足場等仮設工・鉄筋工・型枠工	会社名・事業者ID 建政産業(株) (9999999999999999)
	代表者名 富士 真一
	許可番号 第999999号
	一般/特定の別 一般/特定
	安全衛生責任者 馬瀬 四郎
	主任技術者 富士 五郎
	特定専門工事の該当 有・無
	専門技術者
	担当工事内容
工期	3年 4月 12日 ~ 3年 12月 10日

	会社名・事業者ID
	代表者名
	許可番号
	一般/特定の別 一般/特定
	安全衛生責任者
	主任技術者
	特定専門工事の該当 有・無
	専門技術者
	担当工事内容
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

	会社名・事業者ID
	代表者名
	許可番号
	一般/特定の別
	安全衛生責任者
	主任技術者
	特定専門工事の該当 有・無
	専門技術者
	担当工事内容
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

特定専門工事の該当の有無を記入 (*)

各欄IDについては、建設キャリアアップシステム (CCUS) のIDを記載する。

下請負人の商号名称

下請負人が請け負った建設工事の具体的内容

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名 (*)

下請負人置いた主任技術者の氏名 (*)

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名 (*)

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的な内容 (*)

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

注 意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. 〇〇部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

施工体系図

照明設備	会社名・事業者ID	安部電工(株) (9999999999999999)
	代表者名	安部 二郎
	許可番号	第999999号
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	安部 太郎
	主任技術者	安部 太郎
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	3 年 8 月 10 日 ～ 4 年 2 月 1 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期		

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期		

鉄筋工	会社名・事業者ID	天竜鉄筋工業(有) (9999999999999999)
	代表者名	天竜 太郎
	許可番号	第999999号
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	天竜 一郎
	主任技術者	天竜 一郎
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	3 年 4 月 23 日 ～ 3 年 12 月 1 日	

鉄筋配置時の重量物の搬重運搬配置	会社名・事業者ID	五十鈴土木(株) (9999999999999999)
	代表者名	五十鈴 花子
	許可番号	第999999号
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	五十鈴 太郎
	主任技術者	五十鈴 太郎
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	3 年 5 月 2 日 ～ 3 年 8 月 1 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

型枠工	会社名・事業者ID	庄内工務店(株) (9999999999999999)
	代表者名	庄内 正太郎
	許可番号	第999999号
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	庄内 次郎
	主任技術者	庄内 次郎
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	庄内 次郎
	担当工事内容	
工期	3 年 4 月 23 日 ～ 3 年 10 月 10 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
工事	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

建設業許可の業種区分

	建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月8日建設省計建発第46号)
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ.足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ.くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ.土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ.コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ.その他基礎的ないしは準備的工事	イ.とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ.くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ.土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ.コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ.地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更正工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

	建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月8日建設省計建発第46号)
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

注：29の建設工事の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可です。
そのため、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請負う場合は、その専門工事業の許可を別途受けなければなりません。

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

資格区分			建設業の種類																												
			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	清掃施設	解体
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士		◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）		○				○							○																	
	1級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎										◎		◎※○※	
	2級土木施工管理技士	種別	土 木	○			○	○					○	○	○													○			
			鋼構造物塗装																○												
			薬液注入					○																							
	1級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎					◎※○※
	2級建築施工管理技士	種別	建 築		○																										◎※○※
			軀 体			○	○					○	○	○																	
			仕 上 げ			○	○		○	○		○						○	○	○	○	○	○				○				
	1級電気工事施工管理技士									◎																					
	2級電気工事施工管理技士									○																					
	1級管工事施工管理技士										◎																				
	2級管工事施工管理技士										○																				
	1級電気通信工事施工管理技士																							◎							
	2級電気通信工事施工管理技士																							○							
	1級造園施工管理技士																								◎						
	2級造園施工管理技士																								○						
建築士法 （建築士試験）	1級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	2級建築士				○	○				○			○									○									
	木造建築士					○																									
（技術士試験）	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		◎				◎			◎				◎	◎									◎							◎※
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」		◎				◎			◎			◎	◎	◎									◎							◎※
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」		◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」									◎														◎							
	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																							◎							
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体力学」又は「機械－熱工学」										◎													◎							
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）											◎																◎			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」											◎														◎		◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」		◎				◎									◎															
	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																								◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」		◎				◎																		◎						
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）										◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」											◎																	◎		
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」											◎																◎	◎		
電気工事士法 （電気工事士試験）	第1種電気工事士									○																					
	第2種電気工事士										○																				
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（第1種～第3種）										○																				
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者																							○							
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者										○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種 消防設備士																												○		
	乙種 消防設備士																												○		

◎: 監理技術者及び主任技術者(又は特定建設業及び一般建設業の営業所専任技術者)となり得る国家資格等
○: 主任技術者(又は一般建設業の営業所専任技術者)となり得る国家資格等

指定建設業(7業種)

		建設業の種類																																
		土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	機械器具設置	内装仕上	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	清掃施設	解体				
資格区分																																		
職業能力開発促進法（技能検定）	建築大工			○																														
	型枠施工			○	○																													
	左官				○																													
	とび・土工					○																								○				
	コンクリート圧送施工					○																												
	ウェルポイント施工					○																												
	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管									○																								
	給排水衛生設備配管									○																								
	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工									○																								
	建築板金「ダクト板金作業」							○	○							○																		
	タイル張り・タイル張り工									○																								
	築炉・築炉工・れんが積み									○																								
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○			○																								
	石工・石材施工・石積み						○																											
	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐											○																						
	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)												○																					
	工場板金																○																	
	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)							○									○																	
	板金・板金工・打出し板金																○																	
	かわらぶき・スレート施工							○																										
	ガラス施工																	○																
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○															
	建築塗装・建築塗装工																		○															
	金属塗装・金属塗装工																		○															
	噴霧塗装																		○															
	路面標示施工																		○															
	畳製作・畳工																				○													
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○														
	熱絶縁施工																					○												
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																						○				○							
	造園																							○										
	防水施工																			○														
	さく井																									○								

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)について
※: 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者または技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
[登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。]

(注2) 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)について
建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(主任技術者等)を置かなければならない。
・法第七条第二号イ…許可を受ける工事に関し、指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験
・法第七条第二号ロ…許可を受ける工事に関し、10年以上の実務経験
・法第七条第二号ハ…上記表に該当する国家資格等
(ただし、特定建設業者が指定建設業において、4,000万円以上(建築一式においては6,000万円以上)の下請契約を結ぶ際には、監理技術者として一級国家資格者・国土交通大臣特別認定者を配置する必要がある。)

◎:監理技術者及び主任技術者(又は特定建設業及び一般建設業の営業所専任技術者)となり得る国家資格等
○:主任技術者(又は一般建設業の営業所専任技術者)となり得る国家資格等

指定建設業(7業種)

建設業の種類																														
		土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	清掃施設	解体
資格区分																														
登録基幹技能者講習（注２）	登録電気工事基幹技能者								○														○							
	登録橋梁基幹技能者					○						○																		
	登録造園基幹技能者																						○							
	登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
	登録防水基幹技能者																			○										
	登録トンネル基幹技能者					○																								
	登録建設塗装基幹技能者																		○											
	登録左官基幹技能者				○																									
	登録機械土工基幹技能者				○																									
	登録海上起重基幹技能者														○															
	登録PC基幹技能者					○							○																	
	登録鉄筋基幹技能者												○																	
	登録圧接基幹技能者												○																	
	登録型枠基幹技能者			○																										
	登録配管基幹技能者									○																				
	登録薦・土工基幹技能者					○																								
	登録切断穿孔基幹技能者					○																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																				○									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○				
	登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																			
	登録建築板金基幹技能者							○								○														
	登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○											
	登録ダクト基幹技能者									○																				
	登録保温保冷基幹技能者																					○								
	登録グラウト基幹技能者					○																								
	登録冷凍空調基幹技能者									○																				
	登録運動施設基幹技能者					○								○										○						
	登録基礎工基幹技能者					○																								
	登録タイル張り基幹技能者										○																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					○													○											
	登録消火設備基幹技能者																											○		
	登録建築大工基幹技能者			○																										
	登録硝子工事基幹技能者																○													
その他	地すべり防止工事士【実務経験１年】					○																	○							
	基礎施工士(基礎ぐい工事)					○																								
	建築設備士【実務経験１年】								○	○																				
	計装士【実務経験１年】								○	○																				
	解体工事施工士																											○		

(注3)登録基幹技能者について
※建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。
※なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

お問い合わせ先



国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課

〒460-8514
名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
(名古屋合同庁舎第2号館内)

電話：052-953-8572

中部地方整備局ホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

駆け込みホットライン - 建設業法違反通報窓口 -

なくそう違反、あったら通報!!



TEL.0570-018-240

(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)